

## 改訂履歴（平成 28 年 3 月 2 日改訂）

「改訂後」の太字・アンダーラインが改訂部分

改訂後	改訂前
<p>目次</p> <p>第 5 章 事業計画</p> <p>2. 地域子ども・子育て支援事業</p> <p>(11) 放課後児童健全育成支援事業（放課後児童クラブ）、<u>放課後子ども教室</u></p> <p>p.27 4行目</p> <p>地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業（<u>放課後子ども教室は除く。</u>）が定められており、各市町村でニーズに応じた事業を実施することとなっています。</p> <p>p.30 2. 計画の体系（イメージ）</p> <p>事業体系</p> <p>地域子ども・子育て支援事業</p> <p>①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</p> <p><u>放課後子ども教室</u></p> <p>p.35 【今後の取り組み】</p> <p>イ) 市立保育園の統廃合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児在籍数が 20 人を下回る状況が続く場合には、近隣の保育園の状況なども考え合わせながら、統廃合を検討します。</li> <li>・<u>削除</u></li> </ul>	<p>目次</p> <p>第 5 章 事業計画</p> <p>2. 地域子ども・子育て支援事業</p> <p>(11) 放課後児童健全育成支援事業（放課後児童クラブ）</p> <p>p.27 4行目</p> <p>地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められており、各市町村でニーズに応じた事業を実施することとなっています。</p> <p>p.30 2. 計画の体系（イメージ）</p> <p>事業体系</p> <p>地域子ども・子育て支援事業</p> <p>①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</p> <p>p.35 【今後の取り組み】</p> <p>イ) 市立保育園の統廃合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児在籍数が 20 人を下回る状況が続く場合には、近隣の保育園の状況なども考え合わせながら、統廃合を検討します。</li> <li>・統廃合は、小学校単位を基本としますが、充足率（定員に対する児童数の割合）が</li> </ul>

改訂後	改訂前
<p>p.72 1行目 (11) 放課後児童健全育成支援事業（放課後児童クラブ）、<u>放課後子ども教室</u></p> <p>p.72 3行目 <u>①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</u> 保護者の就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学校児童を預かります。</p> <p>p.74 1行目から <u>②放課後子ども教室</u> <u>異年齢集団での活動や、地域の人たちとの交流を通じて、安全・安心な居場所を提供し、地域全体で子どもたちの社会性の育成や、健全育成に取り組む活動を実施していきます。</u></p> <p><u>【実績（参加児童数）】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>～平成23年度～26年度の実績表～</u> <u>（略）</u></p> <p><u>【今後の取り組み】</u> <u>・平成27年度は、「放課後子ども教室」を4か所で実施します。また、現在未実施地区の現状やニーズの把握に努めることとします。</u></p>	<p>極端に低い場合は、中学校区を単位として統廃合を進めます。 実施時期については、小・中学校の統廃合の状況や推移を考慮しながら決定します。</p> <p>p.72 1行目 (11) 放課後児童健全育成支援事業（放課後児童クラブ）</p> <p>p.72 3行目 保護者の就労などにより、昼間保護者のいない家庭の小学校児童を預かります。</p> <p>（記述なし）</p>

改訂後	改訂前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度以降は各地域のニーズを考慮しながら、実施か所数を平成 31 年度までに 4 か所から 6 か所に増やします。</li> <li>・平成 27 年度から主に柏崎小学校内で実施している「かしわっ子クラブ」と同小学校内にある柏崎児童クラブとの一体型の活動を本格実施します。また、かしわっ子クラブスタッフと柏崎児童クラブの支援員が、プログラムの内容等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設けます。</li> <li>・児童の安全を考慮し、積極的に体育館や図書室等の学校施設の活用を図ります。</li> </ul>	